

くらしに役立つ相談・通報窓口

分野	名称・電話受付時間 (特記ないものは 祝日・年末年始を除く)	担当機関・電話番号	内容
生活関連	●消費生活相談 月～金 9:00～16:00	「消費者ホットライン」から、お近くの市町の消費生活相談窓口につながります。 消費者ホットライン 188 (局番なし) 県民生活センター (東部) 055-952-2299 (中部) 054-202-6006 (西部) 053-452-2299	商品購入やサービス利用にかかる契約トラブル、架空請求等に関する相談
	●県民相談 月～金 9:00～16:00	県民生活センター *賀茂は 12:00～13:00 を除く (東部) 055-951-8205 (中部) 054-202-6008 (賀茂県民相談室) 0558-24-2199 (西部) 053-453-2199	離婚、相続、金銭トラブル等の生活上の相談や、行政相談
犯罪被害者	●犯罪被害者等支援総合調整窓口 月～金 9:00～17:00	県くらし交通安全課 054-221-3220	犯罪被害者に対する支援情報の提供
交通事故	●交通事故相談 月～金 9:00～16:00	静岡県交通事故相談所 054-202-6000	賠償額の計算、示談の進め方等
環境	●不法投棄 110 番 24 時間(夜間は留守録)	県廃棄物リサイクル課 054-221-3810	廃棄物の不法投棄等の情報受付
女性	●あざれあ女性相談 月火木金 9:00～16:00 水 14:00～20:00 第2土 13:00～18:00	県男女共同参画課(女性相談専用電話) (賀茂) 0558-23-7879 (東部) 055-925-7879 (中部) 054-272-7879 (西部) 053-456-7879 (あざれあへ転送されます)	女性が抱える様々な悩み相談 ※休館日、祝日を除く
男性	●あざれあ男性相談 毎月第1・3土曜日 13:00～17:00	県男女共同参画課 054-272-7880 (男性相談専用電話)	男性が抱える生き方、家庭などの問題に関する相談 ※休館日を除く
人権	●人権相談 月～金 9:00～16:30	静岡県人権啓発センター 054-221-3330	人権に関する相談 ※法律相談(予約制)も実施
医療・福祉	●福祉サービス利用援助等の相談 月～金 8:30～17:00	静岡県社会福祉協議会 054-275-1760 (日常生活自立支援センター) 県内各市町の社会福祉協議会	高齢者・障害者等の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の相談
	●認知症コールセンター	月・木・土 10:00～15:00 0545-64-9042 「認知症の人と家族の会静岡県支部」の会員が相談員です。	認知症に関する悩み相談
	●医療安全相談	県医療政策課 054-221-2593 月・火・木・金 9:00～12:00、13:00～16:00 水 9:00～12:00、13:00～15:00	医療に関する苦情、病気や健康に関する相談の受付
	●感染症に関する相談 月～金 8:30～17:00	県疾病対策課 054-221-2441 最寄りの県健康福祉センター	肝炎、インフルエンザ等感染症に関する相談
	●がんに関するよろず相談 月～金 8:30～17:00	静岡がんセンター 055-989-5710	がんに関する疑問、悩み相談
子ども・子育て	●子ども・家庭110番 月～金 9:00～20:00 土・日 9:00～17:00	児童相談所 (賀茂) 0558-23-4152 (東部) 055-924-4152 (中央) 054-273-4152 (西部) 053-458-4152	子どもの養護、保健、障害、非行、育成等の相談
食品衛生	●食の総合相談 月～金 9:00～17:15	県衛生課 054-221-3708 最寄りの県健康福祉センター	食品の安全性、表示等の相談
就業	●就職相談 月～金 9:00～17:00	しずおかジョブステーション (東部) 055-951-8229 (中部) 054-284-0027 (西部) 053-454-2523	求職者の就職相談・セミナー・職業相談
労働	●労働相談 月～金 9:00～12:00 及び 13:00～16:00	県民生活センター 0120-9-39610 (東部) 055-951-9144 (中部) 054-286-3208 (賀茂県民相談室) 0558-24-2206 (西部) 053-452-0144	労働条件や労働者の福祉等に関する相談

○広報課県民のこえ室(広聴担当窓口)へ

県政へのご意見をお待ちしています

〒420-8601 県広報課県民のこえ室あて 電話 054-221-2235 Eメール/koe@pref.shizuoka.lg.jp
電話、手紙、電子メール、県民のこえ意見箱(意見用紙と料金受取人払封筒)等でもご意見、ご提案、ご要望を受け付けています。お気軽にどうぞ。